

議案第3号

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月31日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(大網白里市ガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大網白里市ガス事業の設置等に関する条例(昭和49年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大網白里市監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 大網白里市監査委員に関する条例(昭和53年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(大網白里市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大網白里市病院事業の設置等に関する条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大網白里市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 大網白里市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。